平成２１年（フ）第１１４３号
仙台市太白区向山１丁目４番３―106号
債務者　横澤　良則
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０７号
宮城県名取市那智が丘１丁目３番地の18
債務者　藤原　利保
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７８号
仙台市泉区上谷刈３丁目７番29号　カヤバプラザＤ215
債務者　大須賀　学
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５７号
仙台市青葉区中山２丁目25番14号　ＧＡＩＡ中山205
債務者　嶋田　信二
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１２号
仙台市太白区八木山東２丁目５番28号
債務者　石川　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４１号
宮城県多賀城市伝上山３丁目30番13号　ロフティービトーシャ101号
債務者　齋藤　真明
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５６号
仙台市泉区将監１丁目34番５号　安藤アパート８
債務者　及川　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７５号
仙台市泉区黒松２丁目24番２―15号
債務者　伊藤　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２６号
宮城県気仙沼市要害35番地１
債務者　岩井　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第５４７号
茨城県ひたちなか市大字堀口629番地の４
債務者　後藤　文子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２２号
滋賀県近江八幡市末広町715番地８
債務者　重田正美こと　村田　正美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１４０号
滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南750―３、住民票上の住所滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南43番地17
債務者　大西　弘光
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２０２号
滋賀県彦根市西今町87番地16　ＮＡＳＵ８602号室
債務者　五十嵐　弘
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２０７号
滋賀県愛知郡愛荘町島川1372番地16
債務者　山田　光世
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２０９号
滋賀県蒲生郡日野町松尾１―３―２グランディール松尾205、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町松尾1003番地41
債務者　薮下　義美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２３２号
滋賀県彦根市船町７番７号
債務者　小笠原光司
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第９０９号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅70号棟307号
債務者　藤原　一美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部